

いちご一会とちぎ国体セーリング競技会危険水域表示ブイ設置等業務委託仕様書

1 業務名

いちご一会とちぎ国体セーリング競技会危険水域表示ブイ設置等業務委託

2 趣旨

この仕様書は、いちご一会とちぎ国体セーリング競技会（以下「大会」という。）の危険水域表示ブイ設置等業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和4(2022)年11月4日まで

※大会期間 令和4(2022)年10月2日から10月5日

4 業務場所

千葉市稲毛ヨットハーバー周辺海域（千葉市美浜区磯辺2-8-1地先）

5 業務内容

- (1) 危険水域表示ブイの設置及び撤去
- (2) レース海域の区域を示すブイの設置
- (3) その他本業務の実施に必要な業務

6 設置・撤去期間

設営作業 契約締結日から令和4(2022)年9月30日

※危険水域表示ブイは、令和4(2022)年9月27日までに設置すること。

撤去作業 大会終了後から令和4(2022)年10月6日

※大会会期 令和4(2022)年10月2日から10月5日

7 業務履行にあたっての留意事項

設置するブイ、ポリエチレンロープ、チェーン及びアンカーは、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「委託者」という。）が提供する。

なお、レース海域の区域を示すブイ2箇所設置する。設置箇所等については、委託者から別途指示する。

また、危険水域ブイの仕様、設置・撤去方法は、次のとおりとする。

(1) 危険水域ブイの仕様

危険水域ブイ1式あたりの仕様は次のとおりとし、計15式設置する。

ア オレンジブイ

材質：ポリエチレン

直径：303φ

数量：5個

イ ポリエチレンロープ

ロープ径：14mm

長さ：60m

数量：1本

ウ ポリエチレンロープ（アンカーチェーン用）

ロープ径：14mm

長さ：15m、10m、5m（水深に応じて変更）

数量：2本

エ アンカー

重さ：7kg

数量：2丁

オ アンカーチェーン

材質：亜鉛メッキ

長さ：1m程度

数量：2本

(2) 設置・撤去方法

ア 延長 約300m（設置箇所は別紙図のとおり）

イ 危険水域ブイ設置間隔 5m

ウ 危険水域ブイ設置個数 15式

エ 留意事項

(ア) ブイ、ロープ、アンカーチェーン及びアンカー同士を結ぶこと。

(イ) 設置・撤去用船舶を各1隻以上、安全監視船（専任警戒要員を含む）を1隻以上準備すること。

(ウ) 満潮時に合わせてアンカーロープの長さを調整すること。

8 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に際し、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について、関係機関と事前に協議を行い、以降の業務がスムーズに実施できる環境を整えること。また、官公庁その他関係機関に対する必要な届出・申請等の手続きは、あらかじめ委託者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受託者がその業務を代行すること。なお、関係書類の作成、届出及び申請に伴う費用は受託者の負担とする。

9 現場管理

受託者は、設営着手から撤去終了までの期間、本業務に熟知・熟練し、作業判断を下せる現場責任者及び作業員等を会場に常駐させ、円滑かつ安全で効率的に業務を遂行すること。

10 提出書類

受託者は、次の書類を委託者に提出しなければならない。各書類の提出期限については、委託者が指定した日とする。

(1) 契約締結後

ア 業務主任者届

- イ 着手届
- ウ 業務計画書（作業工程表とする。）
- エ 緊急連絡網系統図（必ず業務主任者を含めること。）
- オ 設計図面
- カ その他委託者が指示する書類

(2) 設置完了後

- ア 設置を完了した旨の書類（書式は定めない。）
- イ 完成図面
- ウ 現場撮影写真
- エ その他委託者が指示する書類

(3) 業務完了後

- ア 業務完了報告書
- イ 現場撮影写真
- ウ その他委託者が指示する書類

11 法令、条例等の遵守

本業務の履行に関係する法令、条例等は遵守すること。

12 適用

- (1) 本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、委託者と協議のうえ、受託者の責任において、誠実に履行すること。
- (2) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

13 安全管理

受託者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

(1) 履行場所の管理

労働者の安全及び衛生管理、整理整頓、公害防止並びに周辺への配慮を行うこと。

(2) 交通法規の遵守

- ア 構内に駐車出来ないときは、受託者の責任において適切な駐車場を確保すること。
- イ 運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人対策等を講じること。

(3) 保護対策

- ア 本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。
- イ 大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように、十分に養生をすること。

(4) 緊急対策

仮設物等の倒飛壊や破損など、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を作るとともに、緊急時には委託者の指示により直ちに対応すること。

(5) 臨機の措置

受託者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、委託者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の責任において、受託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに委託者に報告すること。また、その措置の内容について委託者から指示があった場合は、直ちにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。

(6) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受託者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受託者の責任とし、委託者はいかなる責任も負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、委託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、委託者は責任を負わないものとする。

(7) 保険

労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

14 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及び栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）その他の個人情報の保護等に関する法令、条例及び規程等を遵守しなければならない。

15 その他

(1) 委託場所において発生した廃棄物等発生材の処理は、関係法令に従い、受託者の責任において適切に処理すること。これに伴う費用については、受託者の負担とする。

(2) 契約後、本委託業務について、委託者から要請のある都度、詳細な連絡調整を行うものとする。なお、その場合、連絡調整場所までの受託者の出向費用、連絡調整の目的遂行に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

(3) 本業務の遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

- (4) 設置作業完了後に、受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、受託者の責任において直ちに補正しなければならない。
- (5) この仕様書ないし契約書に定めのない事項については、その都度委託者及び受託者双方が、誠意をもって協議し処理するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策として、業務の性格に応じた感染拡大防止対策を講じ、感染症拡大の予防を図るとともに、業務従事者等の健康管理に注意すること。

別紙：危険水域表示ブイ設置箇所

